行政情報・市からのお知らせ

くらし

会社を退職された人へ

国民健康保険・国民年金からのお知らせ

【会社の健康保険等を

脱退・加入された人は、国民健康保険へ届け出を】

- ■対象 就職し会社などの健康保険に加入した人 退職や雇用形態の変更、扶養を外れたなど でどこの保険にも入っていない人
- ■持ち物 〈国保加入〉健康保険資格喪失証明書・印鑑 〈国保脱退〉新しい健康保険の被保険者証・ 国民健康保険被保険者証•印鑑
- ■問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

【厚生年金から国民年金への

切り替えの届け出を】

- ■対象 20歳以上60歳未満で会社を退職された人
- ■持ち物 厚生年金資格喪失証明書(離職票、雇用保 険受給資格者証でも可)・マイナンバーが確認でき るもの・本人確認書類・印鑑
- ※退職された人に扶養されていた配偶者も国民年金 への切替えが必要です。
- ※退職後すぐに厚生年金の被保険者である配偶者の 扶養に入る場合は、市役所での手続は必要ありま せん。配偶者の勤務先で手続きしてください。
- ※会社に就職したとき(厚生年金に加入したとき)は 市役所での手続きは必要ありません。

3月5日から、国民年金の届出・申請は原則マイ ナンバーを記載することになりました。マイナン バーが確認できる書類を持参いただくと手続きが スムーズです。(なくても手続きはできます。)

■問い合わせ 市民課管理係(年金担当) **☎**38-2036

国民健康保険に加入の人へ

所得申告書を提出してください

国民健康保険所得申告書を4月または6月に送付 しますので期日までに提出をお願いします。7月に 通知する保険料に反映されます。

- ■対象 前年度に国民健康保険所得申告書を提出し た人・所得申告をしていない人
- ※保険料の軽減制度や高額療養費制度の利用に必要 ですので、所得がない人も申告が必要です。
- ※確定申告や市・県民税申告をされた人、会社で年末 調整をされた人は不要です。
- ■問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

【国民年金】学生の皆さんへ

学生納付特例制度

国民年金は、20歳になればすべての人が加 入しなければならない年金制度です。

学生で、所得が少ないなどの理由により、国民 年金保険料を納めることが困難なときは、卒業 後に国民年金保険料を納めることができる「学 生納付特例制度(一部非該当の学校あり)」があ ります。申請には手続きが必要です。

※未納のままにしていると将来の年金が減った り、事故や病気の際に障がいが残っても障害 基礎年金が受けられない場合があります。

【対象】

本人の前年所得が118万円以下の学生(扶養 親族等があれば、その人数に応じた額が加算さ れます。)

【申 請】

学生証、マイナンバーが確認できるもの、印鑑 を持参し、上記へ。※29年度に学生納付特例の 承認を受け、30年度も引き続き在学予定の人 には、日本年金機構からはがき形式の申請書が 届きますので、返送してください。

はがきが届かない場合や、申請内容に変更が ある場合は、市民課7番窓口へお越しください。



問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

3月5日から、国民年金の届出・申請は原 則マイナンバーを記載することになりまし た。マイナンバーが確認できる書類を持参 いただくと手続きがスムーズです。(なく ても手続きはできます。)

【保険料の追納】

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資 格期間には算入されますが、年金額には反映さ れません。学生納付特例を承認された月から10 年以内に保険料を納付(追納)すれば、年金額に 反映されます。

※承認を受けた年度の翌年度から起算して3年 度目以降は、当時の保険料に、経過期間に応じ た加算額が上乗せされます。

40歳以上の人へ

~健診で身体をチェックしましょう~

平成30年度の特定健康診査・後期高齢者医療健康 診査の受診券を5月上旬に送付します。

- ■対象 ①4月1日現在、芦屋市国民健康保険に加 入されている40歳以上の人(年度内に40歳以上に なる人も含む)
- ②後期高齢者医療制度に加入している人
- ※4月2日以降に芦屋市国民健康保険に加入した 人は12月ごろに案内します。

■問い合わせ 保険課管理係 ☎38-2035 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037

問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2045

後期高齢者医療に加入の人へ

平成30・31年度の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料を決める保険料率が 決定しました。保険料は「均等割額(48,855円)」と「所 得割額(基準総所得金額×10.17%)」の合計(上限62 万円)となります。個人ごとの保険料は7月中旬に送 付する保険料額決定通知書でお知らせします。計算 方法や、軽減等についても、同封しています。

- ※基準総所得金額とは、総所得金額等から基礎控除33万円を 差し引いた金額です。
- **■問い合わせ** 保険課後期高齢者医療係 **☎**38-2037 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 **25**078-326-2021

-CATV 芦屋市広報番組

あしや トライあんぐる



オープニング 芦屋公園

トピックス

宮塚公園リニューアルイベント 第30回芦屋さくらまつり

最新の設備で、市民の生命と財産 を守る~芦屋市消防署高浜分署~

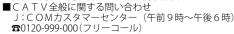
お 知 ら せ niwa-doku 2018

エンディング Sound of ASHIYA「All」ver.

《放送時間 15分》※DVDの貸出可

①午前9時②正午③午後3時④午後6時⑤午後10時

- ■「あしやトライあんぐる」は、11ch (一部地域除く) または市ホームページでご覧ください。 ■番組に関する問い合わせ広報国際交流課 ☎38-2006



健康・福祉・子育で

4月から児童扶養手当支給月額の改定

芦屋市 児童扶養手当

| 検索

8月10日支給分(4月~7月分)から適用されます。4月11日支給分(平成29年12月~平成30年3月分) は改定前の手当額で支給しています。今回の改定に伴う手当証書の再交付は行いません。

【改定前】※3月分まで

	全部支給	一部支給
第1子 支給額	42,290円	42, 280円~9, 980円 までの10円きざみの額
第2子 支給額	9,990円	9,980円~5,000円までの 10円きざみの額
第3子 支給額	5,990円	5,980円〜3,000円までの 10円きざみの額

【改定後】※4月分から

	全部支給	一部支給
第1子 支給額	42,500円	42,490円~10,030円 までの10円きざみの額
第2子 支給額	10,040円	10,030円~5,020円まで の10円きざみの額
第3子 支給額	6,020円	6,010円~3,010円までの 10円きざみの額